

事業所における新型コロナウイルス感染者
発生時の積極的情報開示の指針

令和3年5月1日

津南町観光地域づくり課

はじめに

全国的に感染拡大が続く中、津南町の事業所でも感染者が発生している状況です。感染者が事業所に発生した場合、濃厚接触者は感染者の家族や他の従業員、取引先等の複数にわたるため、感染の噂は完全に遮断することは難しくなります。

感染者のプライバシー保護は重要ですが、住民のつながりが強い当地域においては、噂が拡大し、時には企業にとって従業員感染による企業活動の停滞より、風評被害による損失の方が大きくなる場合があります。

また「企業活動の縮小で地域経済に大きな影響を与える場合」や「社会インフラの利用を介して感染が広がる場合」は、開示の必要性が高くなるといえるでしょう。新潟県建設業協会十日町支部等では加盟事業所で感染者が発生した場合は「積極的情報開示」をすべきと定めているそうです。

事業所で感染者が発生した場合の情報開示の必要性は、感染者の所属部門や社外へ与える影響などを考慮し、事業主がその必要性を判断することとなりますが、事業主は感染者が発生した事業所の情報開示をどうするべきか、あらかじめ対応を定めておくべきで、その技術的課題について整理しました。

なお本指針は積極的情報開示の一般的留意事項であり、実際の運用にあたっては保健所等専門家の意見を聞いてください。

【積極的開示のメリット】

- 正しい情報を開示することで、流言飛語による風評被害、情報隠蔽といった誹謗中傷を抑えられる。
- 従業員家族の不安を解消する。
- 情報開示により企業の社会的責任を担っていることをアピールできる。
- 正しい情報開示により、従業員及びその家族の誹謗中傷から防ぐ。
- 取引先や顧客等の感染拡大の注意喚起になる。

1. 感染者発生前にすべきこと

- ①自社の事業継続計画（BCP）や社内規定を踏まえて、広報体制や情報開示方針を策定（顧問弁護士等専門家の意見も参照）
- ②事業所で感染者発生した場合の対外的情報時開示すべきか、どのような情報をどこまで開示するか検討しておく。
- ③従業員の情報開示の事前了解を得ておく。
- ④発表窓口は一元化する。

2. 開示情報項目

新潟県感染対策本部（以下「県本部」と記す。）が発表する内容は、本人の同意を得た上で「性別」「年代」「市町村名」「職業（※1）」「症状経過」となりますので、企業・個人に関わる情報はありません。

一方、事業所における発表では「（複数の営業所等があり、感染拡大が限定される場合）感染場所（※2）」「人数」「経緯（感染が判明するまでの感染者の行動）」「感染者への対応」「事業所における消毒作業内容」「休業する場合の期間等」などが考えられますが、接客業において濃厚接触が疑われる期間、感染者の行動履歴などについては保健所や弁護士などと相談してください

不必要な情報（従業務や感染者の推測など）はかえって混乱を招きますので、慎重に判断し、事実のみを簡潔にまとめてください。

個人情報の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）をはじめ、感染者個人が特定できる内容は、絶対に公表せず、県本部の発表に準拠してください。

※1 県は「飲食店従業員」「福祉施設職員」「パート従業員」等で公表。

※2 従事する部署や業務内容は、個人の特定につながりますので、公表は極めて慎重に判断してください。

3. 開示方法案

- ①従業員・濃厚接触が疑われる取引先や顧客には、まとめた経緯を文章で出してください。
- ②従業員及び家族等に文書以外の情報を出さないように注意してください。

③自社ホームページで発表し、影響が大きい場合はプレスリリースも検討してください。※書式は添付のホームページ掲載例参照。

④問い合わせ等が発生しますので、対応窓口を決め一元化してください。

4. 情報開示のタイミング

PCR検査を受けた従業員の判定結果の連絡から県本部の発表まで、タイムラグが生じます。県本部発表より前に事業主が発表する場合は、その内容について事前に保健所と連絡及び調整してください。

従業員に感染者が出た場合、事業主は保健所から濃厚接触者の洗い出しなどの協力を求められます。並行して従業員への情報伝達内容の決定、社外への情報開示の要否判断及び公表内容の検討を決めていきます。

陽性反応の連絡直後から流言飛語は急速に広まりますので、発表内容を精査した上で状況に応じて公表のタイミングは早めに判断してください。

また事業所で続けて陽性者が発生した場合は、その状況に応じて追加の情報開示の要否を判断してください。

5. 外部からの問い合わせ、クレーム等に対する対応

感染者が発生したことは仕方ないことであり、それ自体を謝る必要はありません。「世間をお騒がせして申し訳ありません。」「対応には万全を期していたつもりですが、感染者が発生したことは大変残念です。」「関係者の皆さまと社員の安全を確保し、感染拡大防止に努めてまいります。」というように、毅然と対応しましょう。

1) 取引先等からの問い合わせ

個人情報以外の情報は正しく開示し、自社への不安払拭と、取引先担当者・顧客等への感染防止に最大限の配慮をしてください。

2) 一般の方からの問い合わせ・クレーム

ホームページなどで公表した内容以外の情報については、「お答えできません」と回答してよいと思います。理不尽な内容であっても、相手のペースに乗らず、淡々と返答するようにしましょう。

6. 感染者の人権（個人情報）保護について

新型コロナウイルスはいつ誰が感染してもおかしくなく、どれだけ感染予防を心がけても、感染を完全に防ぐことはできません。

雇用主や他の従業員が感染者を個人攻撃するような言動は、厳に慎んでいただくことは当然ですが、第三者から従業員が個人攻撃されないよう、事業所は感染した従業員に寄り添うとともに、人権侵害が疑われるようであれば、町など行政機関と相談してください。

また、感染者の個人情報が SNS 等に流出すると、過度な人権侵害を受ける可能性があります。事業所の情報を第三者に流出させることのないよう、くれぐれも留意してください。このことは他の従業員にも徹底させる必要があります。

【参考】情報開示にかかる法的準拠

- 労働契約法 5 条 「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」
- 個人情報保護法 16 条 2 項 「個人情報取り扱い事業者はあらかじめ本人の同意を得ないで当該「個人情報」を扱ってはならない。
- 個人情報保護法 16 条 3 項 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、本人の同意が不要」
- 金融商品取引法 （上場企業及び子会社のインサイダー取引規制関連）
「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」などの事案発生した場合や「業績予想、配当予想の修正」など決算に関する重要事項がある場合は、軽微なものを除き開示義務がある。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染者の発生について

〇月〇日、当社に勤務する従業員〇名が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

保健所の指導に基づき、当該従業員勤務する建物のほか、関連施設などの消毒はすでに実施・完了しております。また、保健所と連携して、当該従業員の勤務状況・行動履歴等を確認し、接触が疑われる他の従業員については、必要な措置を進めております。

当社は、社内に感染予防チームをつくり、業務中の感染対策を講じてまいりましたが、今後も引き続きお客さまと社員の安全確保に取り組み、感染拡大の防止に努めるとともに、事業活動の停滞によってお客さまへご迷惑が生じないよう、全力を尽くしてまいります。

関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、患者とその家族の人権尊重、個人情報保護につきましては、何分のご配慮をお願い申し上げます。

以 上

お問合せ先 株式会社〇〇〇〇 総務課

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇